

【畑野健康ふれあいセンターの休館期間を延長します】

新型コロナウイルスの感染拡大が一向に衰える気配を見せず、我が国の医療崩壊が迫っている危機にあります。

関西3府県に発令されている緊急事態宣言の期限が、5月31日まで延長されました。現在「畑野健康ふれあいセンター」の利用を停止していますが、この措置を緊急事態宣言の延長に合わせて5月31日までとしますので、ご理解をお願いします。



畑野町公民館についても、感染拡大のリスクが高い「三つの密」を回避するための利用制限を講じていますのでご注意ください。

なお、自治会事務所の執務にあっても、緊急事態宣言中は、午前中のみ時短執務にして、午後は事務所を閉めていますので ご理解をお願いします。

町民の皆さまには、引き続き、手洗いや咳エチケットの徹底など基本的な感染予防の励行と感染拡大のリスクが高いとされる「三つの密」が重なる場所を徹底的に避け、また 不要不急の外出を控えて人流を抑制するとともに会食時の京都ルールを守って、この危機が乗り切れるよう行動していきましょう。

新緑の季節を迎えてお出かけを楽しみたいところですが、皆さん一人ひとりの行動が、感染拡大にストップをかけることに繋がります。

予防ワクチンの接種までもうしばらくの我慢です。一日も早く、日常生活を取り戻すためにも、頑張っていきましょう！